

留意事項

- (1) 業として臓器のあっせんを行うには、臓器移植法第12条第1項に基づく厚生労働大臣の許可を受けなければならないこと。

臓器のあっせんの具体的内容としては、①臓器の提供者の募集及び登録、②移植を希望する者の募集及び登録、③臓器の提供者、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動などがあり、これらの全部又は一部を業として行う場合が臓器のあっせん業に該当すること。

- (2) 海外での臓器移植についての患者からの協力を断った場合においても、医療機関が患者の求めに応じて提供した診療情報提供書等が、結果として無許可で臓器のあっせん業を行う者に渡る可能性は否定できないこと。

このため、海外での臓器移植を支援するなどと称する団体又は個人の関与が疑われる場合に、患者本人からあて先を特定しない診療情報提供書等の提供を依頼されたときは、日本移植学会の倫理指針等を踏まえた患者に対する説明等、必要な対応を行っていただきたいこと。

- (3) (2) のような事例に対応するため、医療機関内において日常的に情報共有を図るとともに、医師個人では判断が困難な場合に、組織としての対応を行うことが可能な体制を整備していただきたいこと。